

1. 顧問校長挨拶

顧問校長 浜松市立南部中学校 小澤 義則 様

今回の研修では、静岡県人権啓発センターの橋本美幸様から「人権について学ぼう」というテーマで、「いじめ」と「外国人の人権」について詳しくお話していただきます。

2. 「人権について学ぼう～いじめ・外国人の人権～」

静岡県人権教育啓発センター 橋本 美幸 様

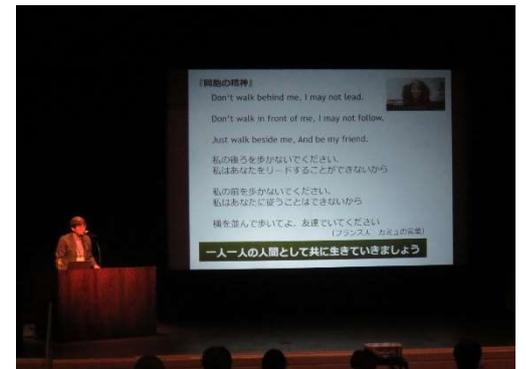
【導入】

アクティビティ「丸くてかわいいものって何でしょうか」では、児童生徒に問いかけ、考えたことを交流することができます。キャラクターや動物、ボール、赤ちゃん等の答えを多く聞きます。この問いには、正解が無く、人それぞれの感じ方や考え方から多様な答えが出てきます。このアクティビティの分かれ道は、自分と異なる考えをもつことを受け入れられるか、否定するかによります。人権についても、このアクティビティと同様に多様な考え方を受け入れることが大切になります。



【内容①人権とは】

「基本的人権の尊重」は、日本国憲法によって全国民に定められた大切な権利です。私たちが幸せに生きるために必要な様々な権利が数珠つなぎのように繋がりをもっていることをイメージしてほしいです。第二次世界大戦後に国連で採択された世界人権宣言(第1条)には、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とあります。この「同胞」という言葉について、落合恵子氏は「私の後ろを歩かないでください。私はあなたをリードすることができないから。私の前を歩かないでください。私はあなたに従うことができないから。横に並んで歩いてよ。友達でいてください。同じ目線で生きましょう。理解し合う仲間です。生きていきましょう。」とメッセージ性をもって説明をしています。このことから、私たちの「基本的人権尊重」の中で、違いによって差別されないことや、人権の上ではすべての人が平等であることを特に大事に考えてほしいと思っています。さらに、この人権は法によって守られていることから、法務省から17個の重点項目が位置付けられています。



【内容②いじめと人権】

いじめ防止対策推進法が施行され、いじめ問題に対する対策の動きが進められています。定義の第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とあります。学校現場において大切なのは、いじめか否かではなく、起きたことに対して適切な指導をしたか否かであり、それが求められています。また、大人の世界の目線だけでは、子どもの世界は見えてこないことや、子ども自身が持っている考え方や価値観を認めることが必要であると考えます。どんなに幼い子どもでも、一人の人間として認め、言動に表していくことで、自

分や社会との信頼が生まれます。さらに、学級、学年、学校という集団をより良いものにするによって、いじめを未然に防ぐことできるため、今の教育現場にはその指導力も必要になっています。このことが、結果として子どもの人権を守ることに繋がります。(静岡県子どもいじめ防止条例も参照すると良い)

#### 【内容③外国人と人権】

静岡県には、外国人の方が比較的多く在籍しています。その多くは、ブラジルやフィリピンの方になります。外国の方には、日本で暮らす上で3つの壁「①言葉の壁、②制度の壁、③心の壁」が生じているのが現状です。静岡県ではあまり出ていませんが、日本の特定の地域では外国人の方を排除しようとする動きをする所があります。これは人種差別として絶対に許されない行為であり、私たちが住む地域で同じようなことが起きないことが望まれます。反対に、「やさしい日本語」(ゆっくり話すこと、簡単に分かりやすい言葉にすること等)で外国の方に接することで、外国の方が日本のことを理解することができることに繋がっていきます。学校現場でも同様に、誤解や偏見によって児童生徒と接するのではなく、その国のことと日本の違いを受け入れながら接することが大切になります。

#### 【まとめ】

自分自身の中にある、隠れた偏見(ピンク色は女の子、赤ちゃんの面倒を見るのは女性等)は、いつの間にか誰しもが持っていると思います。今後の社会の中では、自分と他者、自分と周りの人との多様な感じ方、考え方を受け入れたり、認めたりすることが必要であり、それが自分の人権も相手の人権もまもることができます。また、学級で自分らしくいられる環境を作ってあげることができているかを今一度見直し、子どもの心理的安全性が確保されるように努めてほしいと思います。そして、子どもに話す言葉によって、子どもが「幸せになるのか」「傷つけられるのか」に分かれます。学校現場でも、より子どもの人権を守る意識をもって接していただきたいと思います。

#### 5. 参加体験型人権教育実践報告(令和5年度の実践報告書を参照)

- ① 浜松市立中郡中学校 袴田 久美子 先生「誰もが過ごしやすい避難場所を目指して」
- ② 浜松市立城北小学校 加茂 武徳 先生「人権啓発本を使用した授業実践」
- ③ 浜松市立江南中学校 アルバレスナカムラアンナカロリナ 先生「人権と差別について考えてみよう」